

平成6年度 県養護教育センター 事業の概要

福島県養護教育センターは、次に掲げる事業を実施し、本県養護教育の振興充実に努めています。

- 心身障害児の教育相談
- 養護教育関係職員の研究
- 養護教育に関する調査研究
- 養護教育に関する図書及び資料の作成、収集及び活用
- その他、設置の目的を達成するために必要な事業

おかげ様で、これらの事業は、開所（昭和六十一年四月）以来、着実に推進しております。

これも、関係機関はもちろん、多くの方々のご協力のたまものと、心から感謝申し上げます。

さて、養護教育の施策は、量の拡大から質の充実に向けられ、教育内容・方法にも、一人一人のニーズに応じたきめ細かな対応が求められております。また、時代の移り変わりとともに教育相談の内容もますます多種多様化してきています。そのような現状から、多くの方々になお一層のご理解とご協力をいただくため、平成六年度の事業の概要を紹介いたします。

一、教育相談の概要

心身に障害のある就学前幼児、学齢児童生徒を対象とし、その保護者及び担任等と相談を行っています。必要に応じて専門的立場からの検査等も行い、子どもの状態を総合的に判断し、家庭での養育の仕方や就学等についての相談を実施します。相談に当たっては、子どもの障害の状態や相談内容に応じて担当者を充て、必要に応じて心身障害児総合療育センターの医師や心理判定員との連携を図り、相談者の要望に応えています。

(一) 目的

- ① 相談活動を通して、悩みや不安の解消を図り、子どもとその関係者の生活創造への援助を行います。
- ② 子どもの障害を正しく把握し、関係者に対して養育や教育について

必要な情報の提供を行います。適切な就学指導が推進できるような側面的援助を行います。

(二) 方法

- ① センターでの相談
電話等で相談の申し込みを受け、養護教育センターへ来所した後、養護教育センターへ来所あるいは、電話で行います。
- ② 地域相談室での相談
本県の広範な地域性を考慮し、県北・会津・浜通りにある聾学校の各分校に開設しています。(表1)

表1 地域相談室設置場所

聾学校 福島分校内	〒960 福島市森合町6-34 ☎0245 (31) 5013
聾学校 会津分校内	〒965 会津若松市一箕町大字鶴賀 字下柳原102 ☎0242 (22) 1286
聾学校 平分校内	〒970-01 いわき市平馬日字馬日崎61 ☎0246 (34) 2202

それぞれの地域相談室で相談の申し込みを受けた後、相談を行います。

③ 巡回による就学相談

主として就学前の幼児とその保護者を対象として、福島、会津若松、原町、いわきの四市を会場に七月から九月にかけて相談を実施します。

(三) 内容

申し込みは、居住している市町村の教育委員会に電話か手紙等で行います。(表2)

表2 教育相談の内容

区分	対象	主な内容
教育相談	保護者 本人	障害の種類・程度の判断 家庭での養育の相談(しつけ、訓練の内容・方法) 進路等の相談及び継続指導、学習指導の相談
就学相談	学校関係者 園、所関係者 市町村教育委員会関係者	就学の種類・程度の判断 就学に関する相談、助言、情報の提供 相談資料の提供
検査・観察	保健所関係者等	視覚、聴覚、言語、社会生活能力、精神発達・運動能力等の検査及び観察